

基本研修及び専門研修科目免除について

下記①～⑤に該当する方は、基本研修または専門研修が免除になります。

必要書類を受講申込書に添付し、提出してください。

免除対象	必要書類	免除可能な研修
①保育士	・保育士証の写し	基本研修
②社会福祉士	・社会福祉士登録証の写し	基本研修
③幼稚園教諭、看護師または保健師の資格をお持ちの方で下記の業務に携わる方 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業等で日々子どもと関わる業務に携わる者。	・資格の証明（写し）及び「在職証明書（実務経験1年以上）」 ※幼稚園教諭免許については、更新済みの免許（写し） ※在職証明書はホームページに添付しております。	基本研修
④子育て支援員研修（基本研修）修了証明書をお持ちの方	・子育て支援員研修（基本研修）修了証明書（写し）	基本研修
⑤令和2年度までに他のコースを修了されている方	・子育て支援員研修修了証書（写し）	受講済みの科目
⑥昨年度に各コースの一部科目を修了されていない方	・子育て支援員研修一部科目修了証書（写し）	受講済みの科目